

# GLOCOM Review

Number 31

## 今号の内容

インターネットのドメイン名システムの管理に関するホワイトペーパーへの序説

---

1998年8月1日発行（別冊1号通巻31号）

発行人 公文 俊平 編集人 上村 圭介

発行 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル

Copyright (c) 1998 Center for Global Communications

GLOCOM Reviewは、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターがその著作権を有するものであり、著作権法上の例外を除き許可なく全文またはその一部を複写・複製・転載することは法律で禁じられています。

---

## インターネットのドメイン名システムの管理に関する ホワイトペーパーへの序説

### 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

1998年6月5日、米国商務省は、『インターネットのドメイン名およびアドレスの管理』と題した政策声明を発表しました。国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）がこの文書を翻訳いたしましたので皆様にお届けいたします。なお、この文書は以下のファイル形式で入手が可能です：

- HTML
- Microsoft Word 97 日本語版
- TEXT

「ホワイトペーパー」として一般に知られているこの文書は、インターネットのドメイン名とアドレスの管理において健全な競争と国際参加を促進する、ドメイン名システムの民営化に関する米国政府の方針を説明している。

ホワイトペーパーは、米国政府がインターネットのドメイン名システム(Domain Name System: DNS)の管理権を、新しく創設される民間非営利組織に譲渡するプロセスを説明している。米国政府は、この新しい組織(The New Corporation)の創設のために、世界中のインターネットのステークホルダーから意見を聴取してきたが、今回、GLOCOM が、この日本語訳を用意したのは、このプロセスへの日本の参加を促すことが目的である。

インターネットは、米国主導という点においてしばしば批判されてきたが、ホワイトペーパーは、インターネットを全世界を代表するものとならしめる(インターネットへの国際的な参加を呼びかけ、世界的規模の代表組織を生み出す)また、インターネットという重大インフラにおける米国支配という懸念に対して区切りをつける機会である。GLOCOM は、日本のインターネットのステークホルダーが、この機会を利用し、プロセスに参加することを願っている。

アジア太平洋地域では、複数のインターネットの関連組織が、ホワイトペーパーとそれが提案する“The New Corporation”の形成について、議論する会議を計画している。「ホワイトペーパーに関するアジア太平洋地域会議」は、8月12、13日の日程で、シンガポールの全日空ホテルにおいて開催される予定である。詳細は、以下の主催者のウェブサイトにて近日提供される：

<<http://www.apia.org/>> および <[http://www.ifwp.org](http://www.ifwp.org/)>

\*アジア太平洋地域の会議に関する情報を掲載している上記サイトは、7月6日現在、準備中である。

日本のインターネットのステークホルダーもこの会議に参加することを強く奨励する。

また、JPNIC <<http://www.nic.ad.jp/index-j.html>>、日本インターネット連合 <<http://www.iaj.or.jp>>や、その他の重要なインターネットの関連の組織が、今後、先頭となって、ホワイトペーパーのプロセスへの日本の参加を調整することを期待している。

米国商務省が発行しているホワイトペーパーの原文は、<<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/domainhome.htm>>で入手することができる。

当翻訳版の著作権は、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）に帰属する。（この翻訳版の、公正かつ非営利目的における使用の際は、著作権に関するこの文章を付加すること。また、営利目的における使用に関しては、GLOCOMまで問い合わせること。）

以上

( 翻訳本文 )

本文書は、インターネットのドメイン名システムの管理に関するものであり、政策声明である。本文書の内容と官報(Federal Register)の出版物の内容に関して、矛盾は意図されておらず、また予想もされていないが、当該矛盾が生じた場合には、官報の出版物の内容が優先する。本文書は、一般の閲覧を奨励するために、インターネット上で公表されている。

---

## アメリカ合衆国商務省

### インターネットのドメイン名およびアドレスの管理

文書番号 : 980212036-8146-02

**担当部局 :** 国家電気通信情報管理局  
( National Telecommunications and Information Administration )

**内容 :** 政策声明

**要約 :** 1997年7月1日、クリントン政権の「グローバルな電子商取引のための枠組み」の一環として<sup>i</sup>、大統領は、ドメイン名システム(DNS)の管理における競争を促進し国際参加を促すような形で DNS の民営化を進めるよう、商務長官に指令を出した。

これを受けて、1997年7月2日、商務省は、DNS 管理に関する意見公募(RFC)を開始し、DNS 管理の一般的枠組み、トップレベル・ドメインの新規創設、ドメイン名登録に関する政策、および商標権問題について、民間からのコメントを求めた。コメント受付期間中に、430件をうわまわるコメント提供があり、これらは1500ページにも及んだ<sup>ii</sup>。

また、1998年1月30日に、商務省下の局である、国家電気通信情報管理局 ( National Telecommunications and Information Administration: NTIA ) は、インターネットのドメイン名およびアドレスの技術的管理の改善についての提言書を発表して、コメントを求め、1998年2月20日には、官報で法的枠組みについての提案、すなわちグリーンペーパーを発表し、民間からのコメントを募る土台をつくった。NTIA は、コメント受付期間の最終日である1998年3月23日の段階で、650件以上のコメントを受け取った<sup>iii</sup>。

さらに、グリーンペーパーは、インターネットの管理分野での健全な競争を促進し、国際参加を促すような形でインターネットのドメイン名およびアドレスの管理を民営化するための計画をいくつか提案した。議論の土台として、DNS 管理に関する様々な構想を提案し、これには、国際的にも機能的にも幅広いメンバーで構成される理事会による民間非営利組織 (「The New Corporation」) の新規創設、も含まれていた。

**施行日 :** この一般政策声明は、5 U.S.C.第 553 条(d)項に基づく基本的規則の施行日の延期の対象とはならない。声明には、強制的条項は含まれておらず、また、声明は法的執行力および効力を有するものではない<sup>iv</sup>。したがって、本政策声明の施行

日は、2月20日である。

**連絡先：カレン・ローズ**

<アメリカ合衆国商務省 国家電気通信情報管理局 国際関係局>

Tel: (202)482-0365, E-mail: dnspolicy@ntia.doc.gov

Karen Rose, Office of International Affairs(OIA), Rm4701, National Telecommunications and Information Administration(NTIA), U.S.Department of Commerce, 14<sup>th</sup> and Constitution Ave., NW, Washington, D.C., 20230.

**権限:**15 U.S.C.第 1512 条;15 U.S.C. 第 1525 条; 47 U.S.C. 第 902 条(b)(2)(H), 47 U.S.C. 第 902 条(b)(2)(I); 47 U.S.C. 第 902 条(b)(2)(M); 47 U.S.C. 第 904 条(c)(1)

**補足資料：**

**背景：**

ドメイン名とは、インターネット・コンピュータのためのわかりやすく、覚えやすい名称（例：「www.ecommerce.gov」）であり、インターネットのアドレスのルーティングを行なうために機能する一意のインターネット・プロトコル（Internet Protocol: IP）アドレス（例：98.37.241.30）にマップされている。ネットワークを通じて情報を送受信するためには IP アドレスが必要であるが、ドメイン名システムによって、各ドメイン名は IP アドレスに変換される。

**DNS の開発におけるアメリカの役割：**

25 年以上前、米国政府は、1960 年代に国防省高等研究計画局(Advanced Research Projects Agency "DARPA")が開発した ARPANET をはじめ、パケット交換技術および通信ネットワーク開発に必要な研究への資金提供を開始した。ARPANET はのちに、さまざまな政府機関や大学および研究所により、設置されたネットワークに接続された。1970 年代に、DARPA は、「ネットワークのネットワーク」の開発に出資し、これがインターネットとして知られるようになり、さらにネットワーク間相互通信を可能にしたプロトコルは、インターネット・プロトコル(IP)として知られることになる。

カリフォルニア大学ロサンゼルス校に委託された ARPANET 開発計画の一環として、当時同校の大学院生であったジョン・ポステル博士は、ホスト名およびアドレスのリスト、および ARPANET の研究者たちによって準備された意見公募(Requests for Comments: RFC)と呼ばれる文書のリストの管理を行った。このリストと RFC は、DARPA とのネットワーク・インフォメーション・センター（NIC）の機能に関する契約、のちの国防通信局（Defense Communication Agency: DCA）（現在の国防情報システム局（Defense Information Systems Agency: DISA））との契約、に基づき、SRI International を通じてネットワーク・コミュニティへ提供された。

ポステル博士は、UCLA から南カリフォルニア大学（USC）情報科学研究所（Information Sciences Institute: ISI）へ移ったのちも、DARPA との契約に基づき、割り当てられたインターネットのアドレスと名前のリストの管理を継続して行い、SRI International はリストを公表し続けた。リストが大きくなったことに伴い、DARPA は、ポステル博士の技術的監督の下で、リスト管理の事務管理業務を SRI

に移すことを認め、ポステル博士は、DARPA との契約に基づき、プロトコル開発者に割り当てられた技術パラメータのリストも公表した。のちに、これらの機能全体が、インターネット・アサインド・ナンバーズ・オーソリティー(Internet Assigned Numbers Authority: IANA)として知られるようになる。

1980 年代初頭まで、インターネットは DARPA によって管理され、主に研究目的で使用されていた。しかし、名前リストの管理作業は膨大なものとなり、処理を改善するためにドメイン名システム(DNS)が開発された。ポステル博士と SRI は、DARPA による、DNS のための技術および実務の開発および整備に加わり、1990 年までには、ARPANET は完全に消滅した。

全米科学財団(National Science Foundation: NSF)は、研究教育機関をつなぐコンピュータ・ネットワークの維持をはじめとする、米国内における基礎科学研究、工学、教育活動の促進および増強に関する権限を有している。1987 年から、NSF の資金で、IBM、MCI および Merit は、NSFNET と呼ばれる、インターネット・プロトコルに基づく全国的高速ネットワークを開発した。最大の政府ネットワークである NSFNET は、米国内で 4,000 以上もの研究教育機関が使用していた他のネットワークとの接続を実現するネットワークのバックボーンとなった。航空宇宙局(National Aeronautics and Space Administration: NASA) やエネルギー省もまたバックボーンに貢献した。

1991 年から 1992 年にかけて、NSF が、非軍事目的のインターネットのインフラ管理の調整および出資を担当することとなり、NSF は、ドメイン名登録サービスなど、様々なインフラサービスについての提案を募った。1992 年 12 月 31 日に、NSF は、ドメイン名登録サービスを含む一部のサービスについて、ネットワーク・ソリューション(Network Solution Inc.: NSI) と協力契約を結び、それ以来、NSI がインターネットのドメイン名システムの主要登録、調整および保守機能を管理している。NSI は、先着順でドメイン名を一般トップレベル・ドメイン(generic top level domain: gTLD)に登録し、ドメイン名をドメイン名サーバの IP アドレスにつなぐディレクトリの管理を行っている。

1992 年、米国議会は、NSF に対し NSFNET 上での商業活動を可能にする法的権限を与えた。これにより、NSFNET と、新たに設立された商用ネットワーク・サービス・プロバイダとの接続が促進され、現在のインターネットへの土台が築かれた。したがって、アメリカ政府は、現在インターネットとして知られているネットワークの創出において、重要な役割を果たしてきており、一貫してネットワーク技術のボトムアップでの開発を奨励してきた。インターネットの発展過程においては、世界中のコンピュータ科学者たちがインターネットを改善し、その可能性の開発を促進した。例えば、現在活発に利用されているワールド・ワイド・ウェブの基礎となるソフトウェアやプロトコル、コンベンションはスイスの CERN の科学者によって開発された。このようなインターネットに関する先駆的な調査および開発は、世界中の組織や資本連合の協調活動によって続いている。

### 今日の DNS 管理

近年、インターネットの商業利用は急速に拡大している。しかし、伝統的に、ドメイン名システムの主要部分は、米国政府機関との取り決めに服し、またこれに基づ

き実行されている。

### 1) インターネット・ユーザに対する数値的アドレスの割当

各インターネット・コンピュータには一意の IP アドレスが付与されている。ジョン・ポステル博士が率いる IANA は、DARPA との契約に基づき、まとまった数値アドレスを地域毎の IP アドレス情報管理機関（北米では ARIN、ヨーロッパでは RIPE、アジア太平洋地域では APNIC）に割り当てている。大手インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）は、まとまった IP アドレスを地域の情報管理機関に申し込み、それを受け取ったあとで、さらに小さい ISP およびエンド・ユーザにアドレスを割り当てる。

### 2) インターネット・ユーザ名の登録管理

ドメイン名空間は階層構造になっており、複数のトップ・レベル・ドメイン（TLD）に分割され、各 TLD は複数の第二レベル・ドメイン（SLD）に分割されている、といった具合である。200 以上もの国別、国識別コード TLD（ccTLD）が各国政府、あるいは政府の承認を受けた民間組織によって管理されている。gTLD のごく一部は国識別子をもたないが、ドメイン空間のその部分に意図された機能を表している。例えば、<.com>は商業目的、<.org>は非営利団体、<.net>はネットワーク・サービス・プロバイダを表している。これら gTLD の登録および普及は、NSF との 5 年間の協力契約の下で、NSI が行っている。NSF と NSI の契約は 1998 年 9 月 30 日に失効する。

### 3) ルートサーバ・システムの運営

ルートサーバ・システムとは、TLD の全リストを含む権威的データベースを構成する 13 のファイル・サーバ連のことを指す。現在、NSI が“A”ルートサーバを運営しており、これによって、毎日公式のルート・データベースが管理され、その他のルートサーバへ変更が転写されている。NSI を含む異なる機関が、その他の 12 のルートサーバを運営している。アメリカ政府は、約半数のインターネットのルートサーバの運営に関係している。インターネットにおける全世界的な名前の統一性を保証するためには、一貫性をもつ権威あるルートが不可欠であり、一貫性がなければ、メッセージを目的のアドレスに確実に届けることはできない。

### 4) プロトコルの割当

プロトコル番号、ポート番号、自律システム番号、管理情報ベース・オブジェクト識別子などを含むインターネット・プロトコル群は、インターネット・エンジニアリング・タスク・フォース（Internet Engineering Task Force: IETF）によって定義されている。インターネット・コミュニティによるこれらのプロトコルの通常使用のためには、これらのフィールドで使用される特定の値が一意に割り当てられなければならない。現在では、DARPA との契約に基づき、IANA がその割り当てを行い、割り当てられた値の登録情報管理を行っている。

*変化の必要性*

アメリカを基盤とした研究手段として出発したインターネットは、国際的な商業、教育、通信の手段として急速に発展している。これに伴い、これまでの技術的管理方法も見直す必要があり、変化への圧力はあらゆる分野からかけられている。

ドメイン名登録における競争の欠如に対する不満が高まっている。

商標権保有者とドメイン名保有者との間の紛争が増加しており、その解決には費用および労力を要する。

インターネットの成長に将来をかけている多くの商業的利益組織は、より正式で堅強な管理構造を求めている。

米国外のインターネット・ユーザが増加しており、こういったステークホルダーは、インターネットの調整活動への参加を求めている。

インターネットのドメイン名の商業的価値が高まってきているが、新規 TLD の追加は、インターネット・コミュニティに正式に責任を負わない組織や個人が、アド・ホックに決定することはできない。

インターネットが商業的になっており、アメリカの研究機関がこれらの機能について指示を出したり、出資することが不適切になってきている。

インターネットの技術関係者は、近年 DNS の管理政策について活発な議論を続けている。早くも 1996 年 1 月には、排他的な代替ドメインへの名称登録サービスを行う実験的な登録システムが開発された。一部のインターネット・ユーザにしか知られていなかったものの、name.space、AlterNIC、eDNS の情報管理機関といった代替システム<sup>vii</sup>は DNS 管理の発展に関するコミュニティの議論に貢献した。

1996 年 5 月、ポステル博士は、複数の排他的競合 TLD 情報管理機関を提案した。これは最大 3 つの新規 TLD への独占登録権をもつ最大 50 の競合的ドメイン名情報管理機関、すなわち合計 150 の新規 TLD の創設を提案するというものであった。同提案は、一部の賛同を得たものの、インターネット技術関係者から多くの批判を受け<sup>viii</sup>、提案は修正され再提出された<sup>ix</sup>。インターネット・ソサエティ (Internet Society: ISOC) の理事会は、わずかに修正されたものの、1996 年 6 月のドラフトと実質的には類似した案を、基本的に承認した。

活発な議論および修正案にもかかわらず、DNS の変更に関するコンセンサスは得られず、IANA および ISOC は、DNS 管理の問題を解決するために、1996 年 9 月に、国際臨時委員会 (International Ad Hoc Committee: IAHC または Ad Hoc Committee) を設立した<sup>x</sup>。IAHC には、世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization: WIPO) および国際電気通信連合 (International Telecommunications Union: ITU) が参加しているほか、連邦ネットワーク委員会 (Federal Networking Council: FNC) も初期の会合に参加した。

IAHC は、1996 年 12 月に、DNS 管理の改善について独自の熟考された概念を紹介した草案を発表した<sup>xi</sup>。最終報告書には、てはじめに登録者委員会 (Council of Registrars: CORE) と呼ばれる民間のドメイン名情報管理機関のコンソーシアムによって、非排他的に運営される gTLD 7 つを設置することを織り込んだ覚書

(Memorandum of Understanding: MoU) が提案された<sup>xii</sup>。この MoU では、政策の監督は、特定の関係者によって構成される政策監督委員会(Policy Oversight Committee: POC)と呼ばれる別の委員会によって行われることになっており、さらに、これによって、商標権とドメイン名の紛争に関する問題を解決するメカニズムが正式に提案された。MoU では、第二レベル・ドメインの登録者と商標権保有者との間で紛争が起きた場合、ドメイン登録者に対して、WIPO により助長される仲裁と調停に服することが要求される。

IAHC の提案は多方面のインターネット・コミュニティから支持されたものの、IAHC のプロセスは、技術開発および計画実施のスケジュールが強引すぎたこと、インターネットのエンジニア関係者が主導権を握る形であること、またインターネット・コミュニティのうち企業およびその他のコミュニティの参加やコメントをとりいれていないこと、において批判された<sup>xiii</sup>。また、インターネット・ユーザの間で不満の種となっていた競争に関する問題解決の欠落、さらに商標権保有者に不必要な負担を課しているということでも批判された。POC は多大な柔軟性を示して最初の草案を修正したものの、提案および提案が出された過程に対する当初の批判を克服することはできなかった<sup>xiv</sup>。インターネット・コミュニティの主要メンバーが IAHC のプロセスから除外され、IAHC は十分にインターネット・コミュニティを代表していないと批判された<sup>xv</sup>。

DNS の管理方法を改善させなければならないという圧力の結果、また DNS 管理から自らが退くために、米国政府は、商務省および NTIA を通じて、1998 年 1 月 30 日にグリーンペーパーを発表し、米国の DNS 政策の方向性について民間からのコメントを求めた<sup>xvi</sup>。グリーンペーパーで要約されたアプローチは、初期のポステル博士の草案や、IAHC の gTLD-MoU などの他の提案の要素をとりいれたものだった。

**コメントおよび回答：** 以下に、NTIA の「インターネットのドメイン名およびアドレスの技術的管理の改善についての提言書」に対してよせられた主要なコメントならびにそれらに対する回答の要約を記す。本文書中において、「ある (some)」、「多く (many)」、「大多数の (the majority of)」などといった数量を表す表現は、大要、特定の問題に関するコメントの割合を表しているが、受領した全てのコメントを要約したり、全てのコメントの完全な内容を表すものではない。

## 1. 新しいシステムの原則

グリーンペーパーには、ドメイン名システムの改善を導く四つの原則、安定性 (stability)、競争 (competition)、民間によるボトムアップ型調整活動 (private bottom-up coordination)、代表制 (representation) が記載されている。

**コメント：** 全体としては、これらの原則を支持するコメントがよせられた。場合によっては、1つまたは2つの原則の重要性を強調するものもあった。例えば、多くのコメントは、インターネット・コミュニティの多様性を幅広く反映する組織を設立することの重要性を強調していた。また、インターネットの統治について、これまでのボトムアップの管理運営体制を維持することを重視したコメントもあった。限られたコメントではあるが、人権保護、言論の自由、開かれたコミュニケーショ

ン、公共財としてのインターネットの維持、など新しいシステムに他の原則を加えることを主張するものもあった。さらに、インターネットの安定性の重要性を認めつつも、安定性維持のために米国政府の関与に反対するものもあった。

**回答：**米国政府の政策は、インターネットのドメイン名およびアドレスの管理にのみ適用されるものであり、インターネットの「統治体制」について規定するものではない。現行の人権および言論の自由の保護が侵されるものではなく、したがって、これらの問題が DNS 管理の主要原則に含まれる必要はない。さらに、本政策は、すでに適用されている他の法的分野（国際法、競争法、租税法および国際課税原則、知的財産権法など）の代替として意図されるものではない。これらの法が引き続き適用され、また関係者を的確に代表する原則によって、DNS の管理がインターネット・コミュニティ全体の利益に即する形で進行されることが保証されるべきである。また、インターネットが民間管理に移行するまでの期間、インターネットの安定性を保証するステップを踏まずに、米国政府が現在担っている管理の役割から退くことは無責任である、と考えている。結局のところ、よせられたコメントは、グリーンペーパーで概要が示された原則を修正すべきであるというコンセンサスを形成するには至らなかった。

## 2 . 調整機能

グリーンペーパーは、インターネットの円滑な運営を保証するために、中央集権的に調整して行われるべき4つの DNS 機能を指摘した。

- 1 . IP アドレスブロックの割り当て政策を画定し指揮すること
- 2 . インターネットのルートサーバ・システムの監督
- 3 . 新規 TLD が追加される場合の決定方針の監督
- 4 . インターネットの普遍的な接続性を維持するために必要な、その他の技術的プロトコル・パラメータの開発協力

**コメント：** DNS の安定性を保証するために、権威のあるルート・システムは技術面においては不要であるという意見もあったものの、これらの機能は中央集権的に調整されるべきであるというコメントがほとんどだった。しかしながら、グリーンペーパーに記載された4番目の機能は、現在 IANA がうけもっている機能を強調しすぎており、現在、一部 IETF が行っている拡張された機能に、中央集権的な管理を与えるものであるというコメントもいくつかあった。

**回答：** 普遍的な接続性とインターネットの円滑な運営を維持するために、米国政府は、ほとんどのコメント提供者と同様に、これらの4つの機能は調整されるべきであると考えます。権威のあるルート・システムがなければ、競合関係にある組織が同じドメイン名をめぐる衝突のおそれがあり、これはインターネットの円滑な機

能および安定性に弊害をもたらすものと思われる。

しかしながら、グリーンペーパーには、インターネット・プロトコルに関する責任を、現在 IANA が負っている以上に拡大させる意図はない。特に、新しい組織による DNS の管理には、IETF など他の機関による他の目的のためのインターネット技術パラメータの開発は含まれていない。4 番目の機能は、以下のように言い換えることができる。

・インターネットの普遍的な接続性を維持するために必要な、他のインターネット技術パラメータの割り当てを調整すること。

### 3 . ドメイン名および IP アドレスの権限の分離

ドメイン名の管理は、IP アドレスシステムの管理とは別途に行うべきだというコメントもいくつか寄せられた。これらのコメントでは、IP アドレス・システムは比較的に技術的なものであり、単純であるとの見解が示されており、これらのコメントをよせた人々は、ドメイン名と IP アドレス政策の動きが密接に関係すると、最近ドメイン名について起こっている論争に IP アドレスシステムまで巻き込まれかねないと危惧している。また、代替ドメイン名や代替 IP アドレス・システムの開発が、これらの論争により阻害されること、また現行システムの利害関係者によりおくらされることも懸念している。

**回答：**コメント提供者の懸念はもっともであるが、ドメイン名および IP アドレスは、インターネットの普遍的接続性を維持するためには、絶対的に調整される必要があり、2つの独立した管理組織を設立・運営するのは莫大な費用がかかる。

しかし、コメント提供者によって取り上げられたリスクを最小限に抑える組織的構造はある。例えば、単一組織のなかに、ドメイン名と IP アドレスの委員会を別々に設置することは可能であろう。適切な委員会が政策決定を行い、それを新しい組織の理事会に提出し、批准を求めることができる。

### 4 . The New Corporation の設置と DNS の管理

グリーンペーパーは、インターネット・コミュニティ全体の利益のために特定の DNS 機能の調整を担当する、民間による新しい非営利組織 “ The New Corporation ”<sup>xvii</sup> の設置を呼びかけた。グリーンペーパーの提案に基づき、米国政府<sup>xviii</sup>は、The New Corporation が 1998 年 10 月までに運営責任を担えることを目標に、その機能をなるべく早く徐々に The New Corporation に移行する。また、The New Corporation が設置され安定するまで、引き続き政策監視に参加するが、その業務からも 2000 年 9 月 30 日までに、なるべく早く徐々に撤廃する。安定性の確保のため、および、USC/ISI の IANA のスタッフを含む米国の技術的蓄積の恩恵を引き続き受けることができるように、The New Corporation を米国内に設置することをグリーンペーパーは提案した。

**コメント：** ほぼ全てのコメント提供者が、DNS 管理のための新たな民間非営利組織の設置を支持しており、また、多くのコメント提供者が、IANA が The New Corporation へ移行すべきだと提案している。米国政府が、引き続きインターネット名とアドレスを管理すべきだという主張は少数派であり、ほかにも、DNS は国際連合や ITU のような国際機関によって管理されるべきだという意見も少数であるがよせられた。多くのコメント提供者が、米国政府は、The New Corporation への管理責任の移行について、もっと積極的なタイムテーブルを設けるべきだと主張した。また、The New Corporation の本拠地を米国にするという提案には、インターネット全体に米国司法を適用させようとする不適切なねらいがある、というコメントもあった。

**回答：** 米国政府は、民間部門が DNS 管理の主導権を握るよう移行するとしており、多くのコメント提供者がこの目標に賛同している。国際機関は、特定の専門知識を提供したり、The New Corporation の諮問機関となることは可能であるが、多くのコメント提供者と同様に、米国は主権国家政府あるいは複数政府の代表として行為する国際機関のいずれもが、インターネットのドメイン名およびアドレスの管理に参加すべきではないと考える。もちろん、各国政府は、自国の ccTLD についての政策を管理、画定する権限は、今後も引き続きもつことになる。

米国政府は、移行が 2000 年までに完了することを希望している。The New Corporation が設立され、安定して運営される限り、2000 年 9 月 30 日は「最終期限」である。

IANA はこれまで、自由なものと考えられてきたにもかかわらず、政府の受託者として機能してきており、そのうえ、正式には組織化も、構成もされていない。IANA は組織というよりは機能であり、現在、The New Corporation への法的基盤を有していない。しかしながらこのことは、IANA が、インターネットのステークホルダーを広範囲に代表する者で再構成されること、また、IANA に関係する個人が The New Corporation の設置について重要な役割を担うことを、否定するものではない。多くのコメント提供者が述べたように、米国政府は、民間の設立主体は、ポステル博士および IANA のスタッフが The New Corporation の設置に関与することを必要とするであろうと考えている。

米国には DNS についての専門知識が多く蓄積されており、また安定性を維持するためにも、新しい組織の本拠地を米国に置くことは理にかなっている。さらに、新しい組織の本拠地が米国にあるという事実は、新しい組織に対する他国の法的な管轄権を奪うものではない。また、新しい組織はいずれにせよどこかに本拠地をおかなくてはならず、それがどこであろうとも同様な反対は必然的におこるであろう。

## 5 . The New Corporation の構成

グリーンペーパーは、3名の地域アドレス登録事業者、インターネット・アーキテクチャ・ボード (Internet Architecture Board: IAB) が指名する2名、ドメイン名の情報管理機関および登録事業者の代表2名、ユーザ代表7名、および The New Corporation の最高経営責任者、の計15名からなる理事会を提案した。

**コメント：** The New Corporation の理事会の構成に対して、コメント提供者は様々な見解をよせたが、全体的には、インターネットの機能的、地理的多様性を代表する理事会の設置を支持するコメントが多数であった。大方において、コメント提供者は、グリーンペーパーで列挙されたグループは、DNS の変更によって実質的に影響を受ける個人および団体を含んでいると認めているが、理事会の構成についての批判の多くは、特定の利益グループを代表する理事会員を増やすよう求めるものであった。特に、多くのコメント提供者は、グリーンペーパーで提案された理事会の構成は、( 1 ) 商標権保有者、( 2 ) ISP、( 3 ) 非営利組織、の特別な利益を適切に反映していないと主張しており、グリーンペーパーは、代表者の国際的なバランスの配慮に欠けるとするコメントもあった。

**回答：** グリーンペーパーは、インターネットの多様性を反映し、管理可能な規模の理事会を提案しようとした。全ての関係者を満足させるような形で、理事会を構成することはおそらく不可能であると思われる。結局、特定のグループを代表しているという懸念に対する最善の対処策は、The New Corporation の組織者および理事会によって決められる「ユーザ」代表をうまく配分することである。

グリーンペーパーは、APNIC、ARIN、RIPE、および IAB などの国際的組織を、理事会の構成員を指名する組織として位置づけた。インターネットの利用が、米国外へも広がるにつれて、米国政府は、適切にオープンな、透明性の高い DNS の管理組織の理事会は、ますます国際的なメンバーで構成されることになると考えている。各国代表について強制的な最低人数は設定しないものの、この政策声明には、国際的な代表制が重要な優先課題であるように設定されている。

## 6 . 登録事業者と情報管理機関

グリーンペーパーは、市場の原理に基づく二つの事業、すなわち第二レベル・ドメイン名登録と gTLD 登録の管理を創出することによって、第二レベル・ドメイン登録と gTLD 管理のシステムを、競争原理の働く環境へ移行することを提案した。

### a. 競争力のある登録事業者

**コメント：** コメント提供者は、登録事業者がユーザのためにどの gTLD のドメイン名でも取得することのできる、競争力のある登録事業者システムの設置を強く支持し、これに反対する意見はほとんどなかった。グリーンペーパーは、The New Corporation が将来の登録事業者に対して課す一連の要件を提案した。コメント提供者の大部分は、提案された要件に対して異論を唱えなかったが、米国政府がそのような要件を設定するのは不適切であるとするコメントもいくつかあった。

**回答：** 受領したコメントに対して、米国政府は、米国政府ではなく The New Corporation が、登録事業者のための競争を推進する最低基準を設定し、将来の世界中のドメイン名登録事業者の参入を妨げるほど煩雑にならない程度に、インターネット・ユーザのために安定性を確保するなんらかの措置を講ずるべきであると考

えている。したがって、提案された要件は、本政策声明の一部をなすものではない。

## **b . 競争力ある情報管理機関**

**コメント：**多くのコメント提供者が、いくつかの懸念のうちの一つとして、ドメイン名登録に競争の原理、営利の概念を与えることに、強い反論を示した。トップレベル・ドメイン名は、本質的に、決して一般的とは言えないという主張もあり、よって、ドメイン名は「自然的独占」として機能する傾向があるため、公共信託として規制され、インターネット・コミュニティ全体の利益のために運営される必要がある。また、様々なドメイン名情報管理機関の間で初期に競争があったとしても、名前システムのポータビリティの欠如は、ユーザの囲い込みや変更にもなうコスト、あるいは長期的には競争が維持できなくなるといったことを生じさせると述べたものもあった。さらに、全てのドメイン名情報管理機関が、非営利組織、非競争的組織でない限り、NSI と有効に競争することはできないだろうとのコメントもあった。

コメント提供者の中には、営利情報管理機関の設置にかかわる実験はリスクが大きすぎるうえ、実際に実行した場合、とりかえしのつかないことになる主張するものもあった。これに関連して、営利情報管理機関が、自らが運営する登録管理データベースに含まれる情報に関して権利を主張する可能性を危惧するコメントもあった。これらのコメント提供者は、The New Corporation が特定団体の情報管理機関の運営ライセンスを取り上げることができない限り、情報管理機関は DNS 政策および手続きを遵守するようなインセンティブを十分に与えられていない、と主張した。似たような意見で、営利運営機関は、ライセンスの剥奪に抵抗してインターネットを阻害しかねないというものもあった。

情報管理機関に競争原理を導入することを支持したコメント提供者達は、ドメイン名のポータビリティの欠如という状況においては、ドメイン名情報管理機関は、ドメイン名登録の変更を求めるユーザに対して登録変更に伴うコスト (switching costs) を課すだろうということを認めた。しかし、彼らはまた、登録変更コストの問題が、ドメイン名情報管理機関に競争原理を導入することに反対する十分な根拠であると結論づけるのは性急であるとし、登録の便宜主義を防ぐいくつかの要因を引用した。これらのコメント提供者は、競争が激化することで消費者が得る利益のほうが、便宜主義を招くおそれよりも重要であると結論づけ、グリーンペーパーへの反応の中には、提案された情報管理機関の基準に関するコメントもあった。

**回答：** どちらの主張にも考慮すべき利点がある。この問題についてさらに議論を続け、情報を得ることによって、問題解決への道が開ける可能性があり、したがって、米国政府は、以下のとおり、この問題を The New Corporation の将来的な考慮および最終行動にゆだねるべきだと結論に達した。しかし、米国政府の一般の見解は、競争の原理が導入されることにより、技術革新が奨励され、消費者の選択肢が増え、長期的により大きな満足が得られるというものである。さらに、競争の圧力は、情報管理機関が独占的に行為することを防ぐもっとも効果的な手段である。また、コメントへの回答として、米国政府は、The New Corporation が gTLD の登録基準を適切に設定し、実行するべきだと考えている。したがって、提案された基準は、政策声明の一部ではない。

## 7. 新しい gTLD の創設

グリーンペーパーは、The New Corporation への移行期において、米国政府が IANA と協力して、5つの gTLD を新たに権威のあるルートへ追加することを提案した。The New Corporation の設置がいくぶん遅れることを考慮したうえで、グリーンペーパーは、登録ビジネスに参入を考えている企業に消費者へのサービスを開始する機会を与える一方で、競争を激化させ、情報を技術産業および政策立案者へ提供するために、新しい短期的 gTLD を提案した。しかし、グリーンペーパーは、新規 TLD については、The New Corporation にゆだねるのが理想的であるとしている。

**コメント：** 新規 gTLD の追加問題について、移行期における政府の役割を制限する考えは、コメント提供者によって強く支持された。特に、ほとんどのコメント提供者（米国人および非米国人双方とも）が、新しい、国際的に代表された組織が設置され、業務を開始した後に、これらの問題を当該組織に委ねることが最も適切であるとしており、この問題に関して、プロセスよりもスピードのほうが重要である、としたコメント提供者はほとんどなかった。しかし、なかには、このように議論的となっている問題を新しい未知数の組織に、その発展段階の時期に委ねれば、そのことで組織そのものにひびを入れかねないと警告するものもあった。また、大きく、数量制限のない新規 gTLD の市場は、すぐに開放されるべきだとの主張もあり、このような主張をした人々は、gTLD のホストを追加することには特に技術的問題はなく、どの TLD が成功するか失敗するかは市場によって決められるべきものであると述べた。また、商標権保有者が、実質価値の低下に抗しなければならないような登録場所数に関する人工的、恣意的な制限は、他のメディアには存在しないことを指摘した。

**回答：** 新規ドメインの追加に関する政策決定は非常に難しい。米国政府は、広く世界中から意見をとりいれられるという点で、The New Corporation がこれらの決定を行うのに最も適切な機関であるという多くのコメント提供者に同意している。したがって、多くのコメント提供者の支持どおり、米国政府は新規 gTLD の追加を現段階では実行しない。

少なくとも短期的には、システムの安定性を慎重に考慮すれば、新しい gTLD の影響を評価し、ドメイン空間の合理的な成長を許容するためにも、gTLD の拡張は計画的にコントロールされたペースで進めていく必要がある。競争を拡大し、The New Corporation が新しい環境で、共有登録を可能にするルートサーバ・システムおよびソフトウェア・システムの機能を評価できるような、新たな TLD が創設されることになる。

## 8. 商標権のジレンマ

商標権保有者の合意なしに、その商標がドメイン名として使用された場合、消費者がインターネット上で提供されている製品またはサービスの提供者について誤解する可能性があり、商標権保有者が、高い訴訟費用を支払って、自らの権利を守らな

なければならないことも起こりうる。サイバースペースが、効率的な商業市場として成立するためには、自らの商標権が保護されていることについて企業が安心できるような環境が必要である。一方、インターネットの管理は、インターネット・コミュニティ全体のニーズに応じるべきものであり、商標権保有者のニーズのみに応じてはならない。グリーンペーパーは、インターネット・コミュニティ全体の利益のために、ドメイン名所有者のニーズと商標権保有者の正当な懸念とのバランスをとるためのステップをいくつか提案した。提案内容は、商標権保有者にサイバースペースでないスペースで有しているのと同様の権利を与え、透明性を確保し、裁判システムに基づく紛争解決メカニズムを保証する、というものであった。

また、グリーンペーパーでは、遠隔地にいるサイバースペースのドメイン名の登録者によって商標権が侵害されても、商標権保有者には商標権を守るための判決を執行することが可能な管轄権が欠如していることを懸念していることにも触れた。グリーンペーパーは、登録時点で、登録者が、登録所在地、または登録データベース所在地、“A”ルートサーバの所在地、の管轄裁判所に異議を唱えられたドメイン名を提出することを同意するという提案をしコメントを求めた。

**コメント：** 大多数のコメント提供者は、ドメイン名登録は、ドメイン名保有者を探し出すのに必要な最新情報を含む、簡単に検索できる最新の登録情報データベースを保管するべきだとの考えに賛同している。全体として、グリーンペーパーの付属書2で提案されたデータベースの仕様について、何件かの追加要件の提案以外は、特定の問題はあがらなかった。しかしながら、この点において、プライバシーの問題を十分考慮すべきだとの意見も、わずかながら寄せられた。

登録者が登録費用を実際に支払う以前にドメイン名の使用を許可している、現在のNSIの慣行に反対するコメントもあった。この慣行はサイバースペースの不法占拠を奨励し、ドメイン名保有者と商標権保有者との間の紛争を増加させた、と指摘し、ドメイン名登録希望者は、ドメイン名を使用する前に費用を支払うべきだとの提案があった。

コメント提供者の多くは、オンライン紛争解決メカニズムを設立し、訴訟に代わって低費用で効率的に、商標権保有者とドメイン名登録者との間の紛争を解決する方法を支持した。グリーンペーパーは、各情報管理機関特定の最低限の紛争解決手続きを定め、さらに商標権保護および紛争解決メカニズムを自由に追加することができるようにすべきだと主張している。多くのコメント提供者は、このアプローチに合意せず、その代わりに、商標権/ドメイン名紛争を画一的に解決する方法を支持している。

商標権保有者が登録後ある決められた期間内に異議を申し立てた場合に、ドメイン名を一定期間使用停止とすることは、実世界における商標権保有者の権利以上に拡大するものだとするコメントもいくつかあった。そのようなコメントをした人達は、このような条項は、商標権保有者が、彼らの異議が認められるまで名称利用のサービスを中断させるための先手をうつ、事実上の待機期間を創出する者であるとして注意した。さらに、このようなシステムは、競合企業の市場参入を阻害するための、非競争的手段として使用される可能性があるとの主張もあった。

ドメイン名の登録者が、異議の申し立てられたドメイン名を特定の裁判所の管轄権に服することに合意するよう登録時に要求されるべきである、という提案は米国の

商標権保有者に支持されたものの、米国外の商標権保有者および登録者の強い反対を受けた。このような試みは、米国の商標権法をインターネットの法としておしつける不適切な試みであるとするコメントもあった。また、現在の管轄権で十分とする意見もあった。この立場をとる人々は、裁判所の判決により、権利侵害者に対して執行されるメカニズムは、商標権保有者とインターネット・コミュニティの他の人々との間のバランスを崩しかねないと主張している。

**回答：**米国政府は、(1) (正当な権利をもつ商標権保有者同士の紛争に対抗して) サイバー空間における権利侵害を巻き込んだ商標権/ドメイン名紛争解決の統一的なアプローチを勧告し、(2) gTLD において、有名な商標権を保護するプロセスを推し、(3) 新規 gTLD の追加およびこれに付随する紛争解決手続きが、商標権保有者および知的財産権者に与える影響を、全米科学アカデミー全米研究委員会 (National Research Council of the National Academy of Sciences) などの独立機関の研究に基づいて評価するための、商標権保有者およびそれ以外のインターネット・コミュニティの参加を含む、バランスのとれた透明なプロセスを開始すること、を WIPO に求めることについて国際的な支援を求めている。これらの結果および勧告は、The New Corporation の理事会の登録および情報管理機関に関する政策、また新規 gTLD の創出および導入に関する考慮に付すこともできる。

商標権/ドメイン名紛争では、論争の対象となるドメイン名、および法的主体 (商標権保有者およびドメイン名保有者) に対する管轄権の問題がある。本文書は、商標権/ドメイン名紛争における人的管轄権の問題を解決しようとするものではない。法的問題は多く、これには、契約、複数司法の矛盾、商標権およびその他の問題等が含まれている。さらに、これら様々な法的原則が、国境のないインターネットにどう適用されるかを、無限に起こりうるケースを予想したうえで決定することには、多大なる思慮熟慮が要求される。当事者から「ドメイン名に関する紛争の管轄権は代替紛争解決機関に帰属する」という内容の契約を得ることは、少なくとも、当事者が特定の国家の人的管轄権に服するという内容の契約を得るよりは論議が少ないと思われる。したがって、本政策声明における「管轄権」とは、紛争の対象となっているドメイン名に対する管轄権に限られ、ドメイン名保有者に対する管轄権を意味するものではない。

情報管理機関および登録事業者は商標権保有者とドメイン名保有者の間の紛争解決に関与すべきではないとのコメントと、商標権保有者が信頼できる最新の登録情報データベースにアクセスできるようにすべきであるとのコメントのバランスをとるために、データベースを維持し、商標権保有者が権利を保護するために必要な連絡情報を得られるように備えるべきだと考える。

さらに、いかなる紛争解決メカニズムが The New Corporation によって導入されたとしても、かかるメカニズムの対象は、サイバースペースにおける不法権利侵害および著作権侵害に限られるべきであり、特定の商標に関して正当な利害をもつ二当事者間の紛争解決は対象とされるべきではないことは明白にしておく必要がある。正当な権利についての紛争は、適切な裁判所で解決されるべきである。

修正案において、ドメイン名保有者が“A”ルートサーバの設置場所、情報管理機関の所在地、登録情報データベースの設置場所、登録事業者の所在地、の管轄裁判所に権利を侵害しているドメイン名を提出することを奨励している。情報管理機関ま

たは登録事業者が所在している場所ならどこでも商標権侵害訴訟の提訴を可能にすることは、全ての商標権保有者 米国民および非米国民ともに に利便のよい管轄で訴訟をおこし、管轄裁判所による判決の執行を保証することにつながると考える。

さらに、修正案において、The New Corporation がどのような選択肢を選択したとしても、各登録事業者は、ドメイン名の申請者にそのドメイン名を使用可能とする以前に登録費用を支払うよう主張すべきであると勧告した。ドメイン名申請者によるドメイン名使用料の不払いは、サイバースペースにおけるサイバーパイレーツ (Cyberpirates) を助長するものであり、一日も早くなくすべき慣行である。

## 9 . 競争に関する懸念

**コメント：** 米国政府は、The New Corporation に対して、独占禁止法の完全な免責または補償を与えるべきだとのコメントがいくつかあった。また、潜在的な独占禁止法責任が、制度的非柔軟性および権力の乱用に対する重要な防御になるとの意見も寄せられた。

**回答：** 適用されるべき独占禁止法は、国際的なインターネット・コミュニティに、責任および保護を提供する。いかなる組織にとっても、通常の商業活動において法的障害および裁判は予想されるものであり、The New Corporation もこの現実を対処しなければならない。

グリーンペーパーは、The New Corporation が、標準化判定機関の原則と類似する原則にのっとって運営されるものと考えた。このモデルは、適正手続要件および政策または慣行の形成における、透明性、バランス、公平な役割を保証するその他の適切なプロセスが、The New Corporation の設立文書に含まれるべきであるとしている。例えば、The New Corporation の活動は、参入にあたっての経済的障壁または技術的その他の要件に基づく不当な参入制限をなしに、かかる機関によって直接影響を受ける全ての者に対して開かれている必要がある。法人および個人は、自らの立場および論拠を表明し、過程に参加し、立場を考慮され、悪影響を受けた場合は上訴する権利を有するべきである。さらに、意思決定の過程は、複数の利害のバランスをとるべきものであり、単一の利害領域によって支配されるべきではない。もし、The New Corporation がこのように行為するならば、独占禁止法の影響を多大に受けるべきではない。

## 10 . NSI の合意

**コメント：** 主要な gTLD が引き続き NSI によって管理されることに対し、多くの懸念が表明された。懸念を表明した人達は、このことによって、NSI に、市場における優位性を不公平に与え、自らが運営する gTLD に対して規模の経済性の利用を認めることになることを危惧している。また、グリーンペーパーのアプローチは、主要なドメイン名に対する NSI の支配的な市場の立場を強化し、制度化したと考える者もあった。さらに、多くのコメント提供者が、NSI が<.com>、<.net>、<.org> を管理しつづける限り、NSI と登録事業市場への新規参入者との間の対等な競争が

生まれることに対してを疑問視している。

**回答：**NSI と米国政府との間の協力協定は、段階的な終結期にある。米国政府と NSI は、まもなく協力協定の終結に関する条項についての討議を開始する。米国政府はこれらの討議を通じて、ドメイン名登録の競争の促進および市場の競争において期待されることにより近い価格設定およびアクセスの公平化の決定を含む特定の行動をとることに、NSI が合意することを期待している。さらに、DNS 政策を立案し実行するための The New Corporation の役割を認識することを含めて、本政策声明に矛盾しないように行うこと、および、情報管理機関、登録事業者、gTLD の運営基盤となる、新旧 gTLD の情報管理機関に適用される条項（ライセンス条項を含む）を設定すること、に合意することについても望んでいる。また米国政府は、NSI が現在に引き続き、DNS 管理やドメイン名の共有登録情報に関する適切なデータベース、ソフトウェア、これらに関する文書、技術的専門知識、そのほかの知的財産を他者に対して使用可能にすること、に合意することも同様に期待している。

## 11. グローバルな視点

**コメント：**グリーンペーパーは、DNS の管理の国際化問題について十分に取組んでいないとのコメントが多く寄せられ、国際機関が、DNS の管理に関与すべきとの考えを表明した者もいた。また、The New Corporation を米国内に設立することは、米国政府のインターネットに対する管理支配を強めることになるとの不満もあった。さらに、米国政府に最大5つの gTLD を与えることは、gTLD システムにおける米国企業の現在の支配状況をさらに強めるとの考えも表明された。

**回答：**米国政府は、インターネットはグローバルなメディアであり、その技術的管理はインターネット・ユーザの国際的な多様性を完全に反映するべきものであると考えている。DNS 管理における、国際的な参加を保證するようなメカニズムが必要であることは認識されており、そのようなメカニズムを全面的に支持する。米国政府が DNS 管理から撤退し、インターネットのドメイン名およびアドレスを管理する新しい非政府組織の設立を推進するにあたり、米国政府の主要な目的は、ますます国際的になってきているユーザの、インターネットの技術的管理に影響を与える決定に対する発言権を保證することである。

このプロセスが、米国政府の決意を反映しているものと考えている。グリーンペーパーに対する多くのコメントは、政府を含む外国の機関から寄せられた。この過程における対話は、内外、官民の別を問わず、全てのインターネット・ユーザに対して開かれており、本文書に概要が記された移行計画を開始するにあたって、米国政府は国際社会との協議を続行する。

## 12. 知的インフラ基金

1995年にNSFは、NSIがドメイン名登録者に対して、登録してから最初の2年間に毎年50ドルの費用を課し、そのうちの30パーセントを、インターネットの知的インフラストラクチャを保全し強化するための基金である知的インフラ基金

( Internet Infrastructure Fund: IIF ) に預託することを承認した。

**コメント：** IIF についてはあまりコメントはよせられなかったが、この問題についてよせられたコメントは、総体的に、IIF に割り当てられたドメイン名登録費用の一部をドメイン名登録者に再融資するか、The New Corporation の設立を含む一般的なインターネットのインフラ開発プロジェクトに充当することを支援するものであった。

**回答：** グリーンペーパーで提案されているように、ドメイン名登録費用の一部を IIF への充当は 1998 年 3 月 31 日に終了した。これにより、NSI は登録費用を引き下げ、IIF は依然として訴訟の対象となっている。米国政府は、回収に関しては最近米国議会で批准され<sup>xix</sup>、費用が不法に回収されたという主張は退けられた、との立場をとっているが、それにしても、本件は、まだ最終的解決には至っていない。

### 13 . <.us>ドメイン

現在では、アメリカ合衆国の州およびその属領に割り当てられる第二レベル・ドメイン空間の地域的階層構造として IANA が <.us>を管理している<sup>xx</sup>。この空間はさらに地域別に分けられており、地域に基づく登録は IANA から権利委譲を求めた民間機関によって独占的に行われている。<.us>ドメイン名の空間は、商業名がいくつかが割り当てられているものの、主に連邦、および州政府機関によって使用されている。地元の機関への登録が委譲されていない地域では、IANA が登録事業者となっている。

**コメント：** 多くのコメント提供者が、<.us>空間の商業利用が奨励されれば、<.com> gTLD に関するユニークな識別子へのプレッシャーが緩和されるだろうと指摘している。しかし、商用ユーザおよび商標権保有者は、現在の地域に基づく制度は、商業利用には煩雑かつ複雑であるとして、新規 gTLD へのプレッシャーを軽減し、かつ米国企業とその他の企業との同ドメイン名をめぐる紛争を軽減するために、<.us>TLD の使用を拡大することを求めている。多くのコメント提供者が、<.us>ドメインを拡大して、この名称空間を商用ユーザにとって、より魅力的なものにすることを支持している。

**回答：** 明らかに、<.us>ドメイン空間を拡大する機会が多く、現在の構造を崩さずに、<.us>をいろいろな方法で拡大することは可能である。将来数ヶ月かけて、米国政府は、民間企業および州政府、地方政府とともに、<.us>ドメインを商用ユーザにとってどのように魅力的なものにすることが最善であるかを模索し決議する作業を行う。したがって、商務省は、この重要な問題についても一般からの意見を求めたい意向である。

### 行政法上の要件

1998 年 2 月 20 日、NTIA は、ドメイン名登録システムに関する規制を提案し、

これに対して一般の意見を求めた。この規制案に対する、The New Corporation のメンバーシップの様々な特定の要件、移行期における特定数の gTLD の創設、最低限の紛争解決および商標権に関する他の手続きの設定などを含む、実体規制条項についての意見が求められたのである。本文書の他の部分でも議論されているように、これらの面における当初の提案は、一般からのコメントに応える形ですべて撤回されている。一般からのコメント、およびその結果なされた修正、ならびに継続的なインターネットの技術的急発展を鑑みて、商務省は、ドメイン名システムに関する実体的規制を定義したり、課すのではなく、むしろ一般的な政策声明を行うべきだという決定をした。したがって、本政策声明は実体的規制ではなく、強制的条項を含んでおらず、これ自体には法的効果および強制力はない。

商務省立法規制一般副委員会(The Assistant General Counsel for Legislation and Regulation, Department of Commerce)は、中小企業擁護管理協会 (Advocacy, Small Business Administration) の会長に、規制柔軟法(the Regulatory Flexibility Act) 5 U.S.C. Section 601 et seq.の目的において、この件について提案された規則が採択された場合には、多くの中小企業に著しい経済的影響を与えるものではない、と保証した。この証言の事実的根拠が、提案された規制とともに公表された。この証言についてはコメントはよせられておらず、また本最終規制は一般政策声明なので、最終的な規制柔軟性分析は行われていない。

本一般政策声明は、ペーパーワーク削減法 (Paperwork Reduction Act: PRA) 44 U.S.C. ch. 35 (PRA)に基づき、報告または記録維持要件を含んでいない。しかし、本政策声明に記載されている契約を米国政府が締結しようとする時点で、PRA に基づき、報告または記録保持要件が実行されるか否かが決定されると予想される。その場合、NTIA は、その時点において、管理予算局 (Office of Management and Budget) に、かかる PRA に基づく要件の承認を求める。本声明は、規制管理および見直しについての行政指令 12866 に基づく、管理予算局の見直しの目的上、重要ではないと決定された。

## 修正政策声明

本文書は、インターネットのドメイン名およびアドレスの管理において、堅固な競争および国際的参加を推進するような方法での DNS の民営化についての米国政府の政策に関するものである。

以下に続く政策は、インターネットの統治において、単一構造を提案するものではない。米国政府は、インターネットが一計画一機関、あるいは一連の計画および機関によって管理統治されるべきだという考え方には疑問を呈している。むしろ、現在のインターネットのドメイン名およびアドレスの管理と運営という狭い問題に取り組むための、安定したプロセスを継続した形で求める。

以下に記載のとおり、米国政府は、インターネットのドメイン名およびアドレスのシステムに関する政策管理を行うために、民間のインターネット・ステークホルダーによる新しい非営利組織 “The New Corporation” の設立を、契約締結により、認知し、これに対する国際的支持を求める用意がある。かかる契約または理解に基づき、The New Corporation は、米国政府により、あるいは米国政府の代理として、または米国政府との契約 / 調整による第三者によって現在執行されている DNS の管

理に関する様々な職務を行うことになる。米国政府は、また The New Corporation が、必要とされるデータベースおよびこれらの協定に基づき開発されるソフトウェアに対して適切なアクセス権を保有することを保証する。

## 協調的機能

アドレスは、協調により最もよく管理することができる。インターネット・アドレスは特異な資源で、少なくとも現時点においては限りがある。技術が進歩するにつれて、アドレス割り当てシステムに変更が必要となる可能性もあるが、これらの変更もまた調整される必要がある。

同様に、システム全体を円滑に運営するためには、ルートサーバ・ネットワークの調整も必要である。インターネット・ルートサーバの実際の運営・管理など、日々の運営業務は分散することが可能でも、TLD およびインターネット・ルートサーバ・システムに関する一般的政策指導および管理は、世界中のインターネット・ユーザを代表する単一組織に委ねられるべきである。

さらに、権威のあるルート・システムに含まれる gTLD の管理および数に関する変更は、世界中のインターネット・ユーザに多大な影響を与えることになる。ルート・ゾーンに関する機能の継続性および合理的予測性を促進するために、gTLD の追加や割当に関する政策の形成や gTLD の管理、ならびに gTLD のホストとなるドメイン名情報管理機関や登録事業者の設立は、調整されるべきである。

最後に、インターネット・アドレスのプロトコル・パラメータの保守管理および普及を調整することによって、インターネットの安定性および相互接続性を最善な状態で維持することができる。しかし、新しい組織の機能的責任を、現在 IANA が負っている程度を超えるほどに拡大することを提案しているわけではない。

必要とされる協調活動を促進するために、DNS 機能を管理する新しい非営利民間組織の設立に関するインターネット・ステークホルダーの関与は歓迎される。適切な管理組織の特徴についての米国政府の見解は、以下の議論のとおりである。以下に、一般論として、適切な組織の特徴について記述する。

## 新しいシステムの原則

現在の米国政府による DNS 管理を The New Corporation に移管するプロセス構築のための契約を締結するにあたり、米国政府は以下の原則によって導かれ、また新しい組織が以下の原則に忠実であることを考慮する。

### 1. 安定性

米国政府は、インターネットの安定性を損なわない形で、インターネット・アドレスおよびドメイン名のシステムに関する役割を終結する。新しい管理システムの導入によって、現在の運営が妨げられたり、対立するルート・システムが作りだされるべきではなく、移行期および移行後を通じて、インターネットの安定性が DNS の管理システムの最優先課題であるべきである。DNS の安全性および信頼性は、安定性の重要な要因であり、また、新しい DNS の管理システムが導入されるときには、

包括的な機密保護戦略が画定されるべきである。

## 2. 競争

インターネットが大々的に成功したことは、それが革新的なものを奨励し、個人の自由を最大限に活かすことのできる分権化されたシステムであることに依る。市場原理は、価格の引き下げ、技術革新の推進、多様性の奨励、ユーザの選択肢および満足感の増進、といった効果があるため、インターネットの管理は、可能なかぎり競争と消費者の選択を支える市場メカニズムによって導かれるべきである。

## 3. 民間によるボトムアップ型調整活動

一定の管理機能は協調して行われる必要がある。その場合、政府による管理よりも、民間組織による責任ある行動のほうが望ましい。民間の協調プロセスは政府よりも柔軟であり、インターネットおよびインターネット・ユーザの変化するニーズに十分に素早く対応できる。また、民間によるプロセスは、インターネットのこれまでの発展を特徴づけたボトムアップ型の管理を可能なかぎり反映させるべきである。

## 4. 代表制

The New Corporation は、インターネット・コミュニティ全体の利益のために活動する民間組織として運営されるべきである。DNS の管理政策を健全かつ公平で、広く受け入れられるものにするためには、広範囲にわたり増え続けるインターネット・ユーザの関与が必要である。管理構造は、インターネットおよびインターネット・ユーザの機能的、地理的多様性を反映したものであるべきであり、意思決定において、国際的な関与が確実に得られるようなメカニズムが構築されなければならない。

## 目的

The New Corporation は、DNS の調整に関する特定の機能を遂行し、管理する以下のものを含む最終権限をもたなければならない。

- 1) 地域のインターネット・アドレス情報管理機関の IP アドレス・ブロックの割り当てについて、政策を画定し指導すること
- 2) 権威のあるインターネット・ルートサーバ・システムの運営を監督すること
- 3) ルートサーバ・システムに新規 TLD を追加する際の条件を定める政策を監督すること
- 4) インターネットの普遍的な接続性を維持するために必要な、他のインターネット技術パラメータの割り当ての調整を行うこと

## 資金

The New Corporation は、設立後、ドメイン名情報管理機関、各地域の IP 情報管

理機関、または理事会によって認められたその他の主体によって出資されるべきである。

## 人員

The New Corporation は、移行期において、現在の IANA のスタッフが継続して専門知識を提供するような調整が必要となると思われる。新しい組織は、組織が堅調な経営を行うために必要な専門知識を確保すべきである。

## 設立

新しい組織の組成者には、地域インターネット・アドレス情報管理機関、インターネットの技術者およびコンピュータ科学者、ドメイン名情報管理機関、ドメイン名登録事業者、商用ユーザおよび非商用ユーザ、ISP、各国の商標権保有者、およびインターネット・コミュニティにおいて国際的に権威をもつインターネットの専門家、の代表者が含まれることが期待される。これらの設立者は、世界中の人々を十分に代表するべきである。

これらの機能が現在米国において、米国居住者によって遂行されているため、また、安定性の確保のため、The New Corporation の本拠地を米国とし、非営利組織として米国で設立されるべきである。しかしながら、その理事会は、世界各国からの出身者で構成されるべきであり、米国で The New Corporation を設立することは、適用すべき他国の法律を無効にするものではない。

## 構造

インターネット・コミュニティは、すでに国際化、多様化しており、将来この傾向はますます高まるだろう。The New Corporation およびその理事会は、主要なステークホルダーの参加を得て、自らの正当性を確保すべきである。The New Corporation は、主にアドレス、名称、プロトコルに係わる事項に関与することになるので、その理事会は、インターネット・ユーザの直接の利益とともに、これらの分野の各組織を代表するものであるべきである。

The New Corporation の理事会は、世界中の IP アドレス情報管理機関、ドメイン名情報管理機関、ドメイン名登録事業者、技術産業界、ISP およびインターネット・ユーザ（営利組織、非営利組織、および個人）を等しく代表するようにバランスを保つべきである。これらの構成員は世界的なものであるため、理事会が全世界的にインターネット・コミュニティを広く代表することを期待している。

適切な設立文書（定款、理事会規則など）に概要が記載されるとおり、The New Corporation は、

1) インターネット・コミュニティの機能的、地理的多様性を代表する個人で構成される当初理事会を、暫定的に任命する（暫定理事会）。暫定理事会は、会社法、競

争法、知的財産法、そして台頭しつつあるインターネット法の各法律に精通した弁護士に相談のできる環境を必要とすると考えられる。暫定理事会は、理事が選出され、正式な理事会が設置されるまでの一定期間機能し、暫定理事は、The New Corporation の正式理事には、一定期間任命されないものとする。

2) 暫定理事会に対し、インターネットの地理的、機能的多様性を反映し、インターネット・ステークホルダーの変化を反映するための進展を許容する柔軟性をもつような、The New Corporation の理事会の選出システムを構築するよう指示する。理事の任命は、可能な限りインターネットの伝統であるボトムアップ型の統治を維持し、理事は、全ての人々に関われた機関から選出されるか、または幅広い代表制と選任プロセスへの参加が得られるような他のメカニズムによって選出されるべきである。

3) 暫定理事会に対して、TLD の追加に関する政策を画定し、システム内のドメイン名情報管理機関および登録事業者の資格要件を定めるよう指示する。

4) 政府機関を代表するものが正式に理事に就任することについては制限を設ける。ただし、かかる措置は、政府および国際機関がインターネット・ユーザとして、あるいは投票権のない諮問機関として参画することを妨げるものではない。

## 統治

設立文書（定款、理事会規則など）には、The New Corporation が、健全かつ透明な意思決定プロセスに基づき統治され、かかるプロセスによって固有の利益を受けうる派閥による支配を防ぎ、組織の堅強かつ専門的な経営管理が行われる旨、記載されるべきである。The New Corporation は、各々の責任分野に関連する事項について、理事の承認を得るために、政策の画定、見直し、勧告を責務とする、個別で多様な、堅強な名称およびアドレス委員会に頼ることができる。かかる委員会が形成される場合、健全で透明な意思決定プロセスのルールを遵守し、特定の利益をもつ派閥による支配を防ぎ、意見申立の提示に関して開かれたプロセスを提供するべきであるが、委員会により推奨された政策を承認するか否認するかについては、選出された理事会が最終的権限をもつべきである。

## 運営

The New Corporation のプロセスは、公平かつオープンであり、競争を受け入れ、狭いステークホルダーによる支配を防ぐことができるべきである。つまり、意思決定プロセスは、健全かつ透明であり、その組織決定の根拠は記録され、公共の閲覧に供されるべきである。特定の利益をもつ派閥による支配を防ぐためには、絶対多数あるいはコンセンサスといった必要条件が有効であろう。The New Corporation の政策および慣行が、正当な根拠を有し、新しい組織の正当な協調目的を促進するのに必要な範囲を超えていないかぎり、The New Corporation は、独占禁止法からの免責を特別に与えられる必要はない。最後に、インターネットの商業的重要性を鑑み、DNS システムの運営および権威のあるルートサーバ・システムの運営が、安全で安定しており、そして健全であることが要求される。

The New Corporation の定款によって、インターネットのステークホルダーの変化を反映して、その統治機関が進化するようなメカニズムが規定されるべきである。The New Corporation は、例えば、幅広い代表を拡大させるためにも請願の提示について開かれたプロセスを構築すべきである。

## 商標権問題

商標権保有者、ドメイン名登録者、およびその他の者は、商標権保有者とドメイン名保有者の間で衝突が起こった場合に、ドメイン名登録者に連絡をとるために必要な情報を提供する検索可能なドメイン名データベースにアクセスをもつべきである<sup>xxi</sup>。この目的のために、以下の情報が全ての登録データベースに含有され、インターネットにアクセスをする全ての人に使用可能にするという政策を、新しい組織が画定することを期待する。

登録および連絡先に関する最新情報

ドメイン名の登録に関する最新情報およびそれまでの経緯についての情報

訴状送達先住所

ドメイン名登録日

ドメイン名の登録に対して異議が申し立てられた日

The New Corporation によって、ドメイン名登録者と商標権保有者の間の紛争を解決するために合理的かつ早急に必要と決定されたその他の情報

さらに、米国政府は、The New Corporation が以下のことを可能にする政策を採用することを期待する。

1) ドメイン名登録者が、登録時または更新時に登録費用を支払い、情報管理機関、登録情報データベース、登録事業者あるいは“ A ” ルートサーバ所在地の管轄裁判所当局へ、侵害しているドメイン名を差し出すことに合意する。

2) ドメイン名登録者が、( 正当な権利保有者間の紛争に対して ) サイバースペースにおける権利侵害または商標権侵害に巻き込まれた場合に、The New Corporation が紛争解決のために指定する代替紛争解決機関に服し、これに拘束されることに、登録時または更新時に合意する。また、情報管理機関および登録事業者は ADR システムの決定に従うよう要求される。

3) ドメイン名登録者は、登録または更新時に、The New Corporation が採用する、ある程度著名な商標は、遡及的または非遡及的に、明示された商標権保有者以外の者にドメイン名 ( 1 つまたは複数の TLD ) として使用させない、というプロセスを遵守することに合意する。

4) ドメイン名の登録契約あるいは The New Corporation の運営は、ドメイン名登録者または商標権保有者が、国家法に基づき主張しうる権利を制限するものではない。

## 移行

以上に記載した経緯によって、米国政府は、目標を達成するために一定の行動が起こされるべきであると考えている。政府がとるべき行動もあるが、民間の行動が必要な場合もある。例えば、新しい非営利組織は民間によって設立されなければならない。また、その暫定理事会が選出されなければならない。また、現在 IANA が担っている機能の移行に関し、The New Corporation と政府は合意に達するべきであり、NSI と政府は、NSI が登録事業者と情報管理機関の市場における競争者になることに関する条件について、合意に達しなければならない。ルートサーバ・システムをより強力な安全なものにするためのプロセスが画策されなければならないし、DNS 管理を民間に移行し、管理機能を移行するための The New Corporation と政府の関係が形成されなければならない。

米国政府は、移行期間において、以下に挙げる要求が満たされることを期待する。

- 1) ドメイン名空間に競争原理を導入することに対して、NSI との協力協定を段階的に終結すること。段階的に終結する協定方式の下で、NSI は、(a)価格設定、平等なアクセスの保証などを含む、ドメイン名登録ビジネスに競争原理を取り入れ、市場競争が行われる場合の状態に近づけるために特定の措置を取ること、(b) DNS 方針を画策、実行し、新旧情報管理機関と gTLD に適用され、これに基づき情報管理機関、登録事業者および gTLD が運営を許可される条件（ライセンス条項を含む）を確立する上で、The New Corporation が果たす役割を承認すること、(c)DNS 管理とドメイン名登録の共用に必要なデータベース、ソフトウェア、文書、技術およびその他の知的財産を継続的に利用可能にすること、に同意すること。
- 2) The New Corporation がドメイン名領域の管理責任を負うことに関して、The New Corporation と契約を締結すること。
- 3) WIPO に対して、商標 / ドメイン名の紛争解決およびその他の問題に関する勧告を策定し、これをできるだけ早い時期に暫定理事会に提出する民間企業からの個人、政府の代表を含む国際的なプロセスを設置するよう求めること
- 4) 移行についての決定に関して、利害ある他国政府を含む国際社会と協議を行うこと。
- 5) IANA、NSI、IAB および官民の関連機関と協力し、システムの安全性と専門的管理を高めるための方法を勧告するために、ルートサーバ・システムの見直しを行うこと。この研究の勧告は移行プロセスの一環として実行されるべきである。The New Corporation は DNS の管理と運営に関して包括的な機密保護対策を実施すること

---

<sup>i</sup> <<http://www.ecommerce.gov>>において公開されている。

- 
- ii 1997年7月2日刊行のRFCとそれに対するコメントは、  
<<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/index.html>>において公開されている。
- iii RFC、グリーンペーパーおよび両文書について受領されたコメントは、  
<<http://www.ntia.doc.gov>>において公開されている。追加コメントは1998年3月23日以降に提出された。コメントは公的文書とみなされ、同サイトで公開されている。ただし、コメントは1998年2月20日の官報に定められた期限までに受領されたものではない。
- iv 「行政法の要件」の項を参照のこと。
- v 1992年科学先端技術法 (Scientific And Advanced-Technology Act) Pub. L. 102-476 第4条第(9)項, 106 Stat. 2297, 2300 (42 U.S.C. 第1862条第(a)項)を参照のこと。
- vi アンソニー・ルツコフスキーによる13のインターネットのルートサーバの地理的分布と制度的な提携に関する非公式の一覧図は、<<http://www.wia.org/pub/rootserve.html>>において公開されている。
- vii これらのシステムに関するより詳細な情報は、name.space <<http://namespace.pgmedia.net>>、AlterNIC<<http://www.alternic.net>>、eDNS<<http://www.edns.net>>を参照のこと。これらの組織に対する言及は、その商業活動に対する支持を意味するわけではない。
- viii 一般的なDNS問題とポステルのDNS提案に関するインターネット技術関係者の議論としては、newdom、com-priv、ietf、domain-policyなど、インターネット上のメーリングリストにおける議論がある。
- ix <<http://www.newdom.com/archive>>で公開されている “draft-Postel-iana-itld-admin-01.txt” を参照のこと。
- x IAHCについてのより詳細な情報は、<<http://www.iahc.org>>と関連のリンクを参照のこと。この組織に対する言及は、同組織の商業活動に対する支持を意味するものではない。
- xi 1996年12月に発表された草案は、<<http://info.internet.isi.edu:80/in-drafts/files>>において公開されている。
- xii IAHCの最終報告は、<<http://www.iahc.org/draft-iahc-recommend-00.html>>において公開されている。
- xiii 1997年7月2日のRFCで受領されたコメントは、  
<<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/email>>において公開されている。
- xiv 反対意見として、1997年9月25日の商務副長官ラリー・アービンによる連邦科学委員会基礎調査副委員会における議会証言を参照のこと。  
( <<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/email>>で公開されている。)
- xv 1997年7月2日のRFCで受領されたコメントは、  
<<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/email>>において公開されている。
- xvi この文書は1998年2月20日付の官報に発表されたものである。(63 Fed. Reg. 8826 (Feb. 20, 1998))
- xvii ここで用いられている “The New Corporation” とは、広く一般に認められているビジネス法に基づいて組織された団体を意味する。
- xviii 要約で述べたように、大統領は商務長官に対して競争を推進させ、管理における国際参加を促進する形でDNSの民営化を進めるように命じた。よって、移行に関する米国政府内部の調整は商務省が行うことになろう。
- xix 1998年度補正予算法 (Supplemental Appropriations and Rescissions Act) ( Pub. L. 105-174; 112 Stat. 58. )
- xx <.us>ドメイン空間についての運営方針がインターネットRFC1480に規定されている。  
( <http://www.isi.edu/in-notes/rfc1480.txt> )
- xxi これらのデータベースは、情報管理機関および登録事業者が低い費用で顧客を開拓し、競争を促進し、価格を下げられるようになるという点で、ドメイン名保有者の利益に資する。